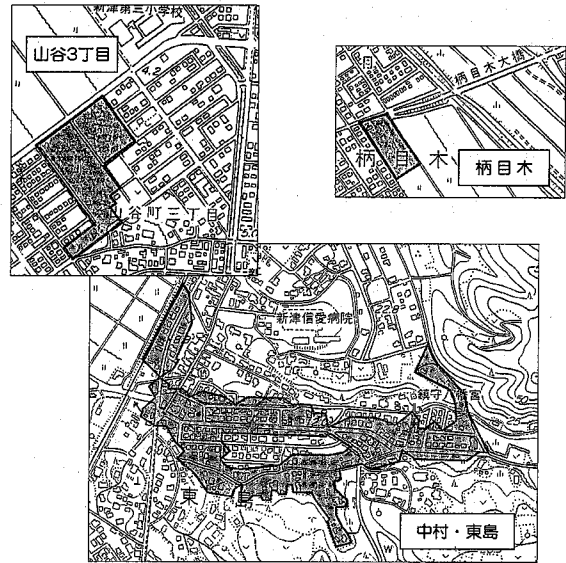


下水道供用開始区域

快適な暮らしのために下水道を利用しましょう

きれいな川や海、豊かな自然環境の中で快適に暮らしたい。それは私たちの願いです。市ではこうした生活環境をつくるため、昭和四十七年度から下水道整備を進めています。今年度末で下水道の普及率は全市の約五割に達します。

下水道を積極的に利用して、澄んだ川の流れを守りましょう。



荻川地区や東島中村などで供用開始

新たに下水道の供用が開始されるのは、上国と次々の図の区域です。該当する区域の方は早めに排水設備工事を行い、下水道へ接続してください。

供用を開始する日 3月31日

供用を開始する区域 車場1-5丁目、中野1-5丁目、荻島1-3丁目、こがね町、結、川口、秋葉1-2丁目、中村、東島、七日町、程島、北上、柄目、山谷3丁目の各一部(74軒)

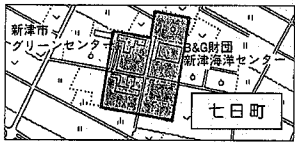
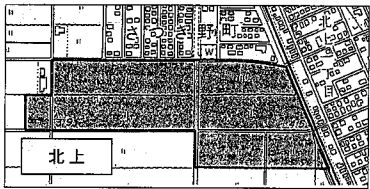
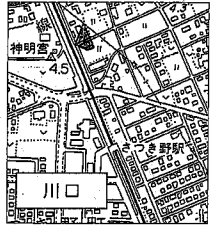
トイレの水洗化は3年以内に

下水道処理区域として供用開始が告示された区域では、告示後三年以内にのみ取り式便所を水洗トイレに改造することが、法律で義務付けられています。また、台所や風呂場、洗濯場などからの排水は、下水道が使用できるようになったら、速やかに排水設備工事を行い、下水道へ接続してください。

不要になった浄化槽も有効利用

下水道を利用すると浄化槽が不要となりますが、浄化槽を埋めずに宅地内に降った雨を貯めて草花の水やりなどに利用すると、雨水資源の有効利用や豪雨時の排水路や雨水管の負担を減らすことができます。市では、このように浄化槽を雨水貯留槽に転用する工費の助成をしています。工費費の三分の二以内、八万円を限度として助成します。

問い合わせ 下水道課維持管理係(☎24-2111内線533)へ。



お買物、ご用命は市内で

お買物、ご用命は市内で

春の肌対策... 2001年自主講座... デリカ家 (24) 7936

INOS 「フラワーヒルス ZENDOHI」 好評分譲中... 株式会社 木下組 ☎0250(23) 3916

書 松雲書道会... 代表 菅井松雲... TEL・FAX 24-8074

襖、壁、障子、天井、カーテン... 表具一心堂... 本町3 ☎ 22-2035